

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う留意点について

〔令和8年2月6日 消防団員等公務災害補償等
共済基金あて 消防庁地域防災室 事務連絡〕

平素から、当庁の消防団行政の推進に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。
標記政令の施行については、令和8年2月6日付け消防地第62号・国水政第91号をもって通知したところです。消防作業従事者等に係る損害補償の補償基礎額については、最低額及び最高額のみが定められているところですが、非常勤消防団員等との均衡に鑑み、下記の点に御留意いただくようお願いいたします。

記

令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（同日前に同一の事故に係る事由について改正前の規定による支給を受けている場合に限る。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に係る消防作業従事者等の補償基礎額（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第2条第2項第2号ただし書又は市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（以下「条例（例）」という。）第5条第2項第2号ただし書の規定に基づき、15,000円を上限として10,000円から増額した額をいう。以下同じ。）は、次の算式により算出した額とする。

10,000円（改正後の最低額）＋{当該消防作業従事者等に係る改正前の政令による補償基礎額－9,700円（改正前の最低額）}×1.0417（※1）

※1 係数「1.0417」は、次の算式により算出した数値である。

$$\frac{\{15,000円（改正後の最高額）－10,000円（改正後の最低額）\}}{\{14,500円（改正前の最高額）－9,700円（改正前の最低額）\}}$$

※2 「損害補償」とは、令第2条第1項又は条例（例）第5条第1項に規定する損害補償をいい、「傷病補償年金」とは、令第1条第3号又は条例（例）第4条第3号に規定する傷病補償年金をいい、「障害補償年金」とは、令第1条第4号イ又は条例（例）第4条第4号イに規定する障害補償年金をいい、「遺族補償年金」とは、令第1条第6号イ又は条例（例）第4条第6号イに規定する遺族補償年金をいう。

※3 「消防作業従事者等」とは、条例（例）第5条第2項第2号で総称している「消防作業従事者等」と同義である。

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う留意点について

〔 令和 7 年 2 月 21 日 消防団員等公務災害補償等
共済基金あて 消防庁地域防災室 事務連絡 〕

平素から、当庁の消防団行政の推進に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

標記政令の施行については、令和 7 年 2 月 21 日付け消防地第 116 号・国水政第 98 号をもって通知したところです。消防作業従事者等に係る損害補償の補償基礎額については、最低額及び最高額のみが定められているところですが、非常勤消防団員等との均衡に鑑み、下記の点に御留意いただくよう御願ひ致します。

記

令和 7 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に係る消防作業従事者等の補償基礎額（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第 2 条第 2 項第 2 号ただし書又は市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（以下「条例（例）」という。）第 5 条第 2 項第 2 号ただし書の規定に基づき、14,500 円の範囲内で 9,700 円から増額した額をいう。以下同じ。）は、次の算式により算出した額とする。

9,700 円（改正後の最低額） + {当該消防作業従事者等に係る改正前の政令による損害補償の補償基礎額 - 9,100 円（改正前の最低額）} × 0.9411

※ 1 係数「0.9411」は、次の算式により算出した数値である。

$$\{14,500 \text{ 円 (改正後の最高額)} - 9,700 \text{ 円 (改正後の最低額)}\} / \{14,200 \text{ 円 (改正前の最高額)} - 9,100 \text{ 円 (改正前の最低額)}\}$$

※ 2 「損害補償」とは、令第 2 条第 1 項又は条例（例）第 5 条第 1 項に規定する損害補償をいい、「傷病補償年金」とは、令第 1 条第 3 号又は条例（例）第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金をいい、「障害補償年金」とは、令第 1 条第 4 号イ又は条例（例）第 4 条第 4 号イに規定する障害補償年金をいい、「遺族補償年金」とは、令第 1 条第 6 号イ又は条例（例）第 4 条第 6 号イに規定する遺族補償年金をいう。

※ 3 「消防作業従事者等」とは、条例（例）第 5 条第 2 項第 2 号で総称している「消防作業従事者等」と同義である。

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う留意点について

〔 令和 6 年 2 月 9 日 消防団員等公務災害補償等
共済基金事務局あて消防庁地域防災室事務連絡 〕

平素から、当庁の消防団行政の推進に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

さて、標記政令の施行については、令和 6 年 2 月 9 日付け消防地第 62 号・国水政第 109 号をもって通知したところです。消防作業従事者等に係る損害補償の補償基礎額については、最低額及び最高額のみが定められているところですが、非常勤消防団員等との均衡に鑑み、下記の点に御留意いただくよう御願ひ致します。

記

令和 6 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に係る消防作業従事者等の補償基礎額（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第 2 条第 2 項第 2 号ただし書又は市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（以下「条例（例）」という。）第 5 条第 2 項第 2 号ただし書の規定に基づき、14,200 円の範囲内で 9,100 円から増額した額をいう。以下同じ。）は、次の算式により算出した額とする。

9,100 円（改正後の最低額）＋ {当該消防作業従事者等に係る改正前の政令による損害補償の補償基礎額－8,900 円（改正前の最低額）} × 0.9622

※ 1 係数「0.9622」は、次の算式により算出した数値である。

{14,200 円（改正後の最高額）－9,100 円（改正後の最低額）} / {14,200 円（改正前の最高額）－8,900 円（改正前の最低額）}

※ 2 「損害補償」とは、令第 2 条第 1 項又は条例（例）第 5 条第 1 項に規定する損害補償をいい、「傷病補償年金」とは、令第 1 条第 3 号又は条例（例）第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金をいい、「障害補償年金」とは、令第 1 条第 4 号イ又は条例（例）第 4 条第 4 号イに規定する障害補償年金をいい、「遺族補償年金」とは、令第 1 条第 6 号イ又は条例（例）第 4 条第 6 号イに規定する遺族補償年金をいう。

※ 3 「消防作業従事者等」とは、条例（例）第 5 条第 2 項第 2 号で総称している「消防作業従事者等」と同義である。

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う留意点について

〔令和 2 年 3 月 30 日 消防団員等公務災害補償等
共済基金事務局あて消防庁地域防災室事務連絡〕

平素から、当庁の消防団行政の推進に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

さて、標記政令の施行については、令和 2 年 3 月 27 日付け消防地第 131 号・国水政第 134 号をもって通知したところですが、消防作業従事者等に係る損害補償の補償基礎額の切替えについては、下記の点に御留意いただくよう御願ひ致します。

記

令和 2 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に係る消防作業従事者等の補償基礎額（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第 2 条第 2 項第 2 号ただし書又は市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（以下「条例（例）」という。）第 5 条第 2 項第 2 号ただし書の規定に基づき、14,200 円の範囲内で 8,800 円から増額した額をいう。以下同じ。）は、次の算式により算出した額とする。

8,900 円（改正後の最低額）＋ {当該消防作業従事者等に係る改正前の政令による損害補償の補償基礎額－8,800 円（改正前の最低額）} × 0.9814

※ 1 係数「0.9814」は、次の算式により算出した数値である。

{14,200 円（改正後の最高額）－8,900 円（改正後の最低額）} / {14,200 円（改正前の最高額）－8,800 円（改正前の最低額）}

※ 2 「損害補償」とは、令第 2 条第 1 項又は条例（例）第 5 条第 1 項に規定する損害補償をいい、「傷病補償年金」とは、令第 1 条第 3 号又は条例（例）第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金をいい、「障害補償年金」とは、令第 1 条第 4 号イ又は条例（例）第 4 条第 4 号イに規定する障害補償年金をいい、「遺族補償年金」とは、令第 1 条第 6 号イ又は条例（例）第 4 条第 6 号イに規定する遺族補償年金をいう。

※ 3 「消防作業従事者等」とは、条例（例）第 5 条第 2 項第 2 号で総称している「消防作業従事者等」と同義である。